

岩手県告示第112号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成25年岩手県告示第222号）の一部を次のように改正し、令和3年3月1日から施行する。

令和3年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1～5 [略] 6 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、令和2年8月1日以降に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「 <u>占用の許可</u> 」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 7～11 [略]	1～5 [略] 6 上空に電線類が設置されている道路において、当該電線類を撤去し、令和2年8月1日以降に道路法（昭和27年法律第180号。 <u>以下「法」という。</u> ）第32条第1項の規定による道路の占用の許可（以下「 <u>占用の許可</u> 」という。）を受けて当該道路の地下に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する電線類を除く。）及びこれと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。） 7～11 [略] <u>12 占用の許可を受けて設置する法第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	